

お知らせ

税

家屋の新築・増築・取り壊し を行ったら届け出を

住宅や車庫、倉庫などの建物を新築・増築、または取り壊された場合は、税務課まで届け出を行ってください。

新築・増築については、随時家屋評価に回っておりますが、まだ家屋評価が済んでいない建物がありましたら連絡をお願いします。

取り壊しを行った家屋については、届け出を怠りますと、実際は建物がないのに課税されることとなります。また、未登記の家屋の売買などで所有権移転を行った場合も必ず届け出を行ってください。届け出がない場合には、前の所有者に課税されることとなります。

問 税務課 ☎ 52・5853 (直通)

軽自動車税は4月1日の 所有者に課税されます

軽自動車税は、軽自動車やバイク、農作業用などの小型特殊自動車に市町村が課税する税で、4月1日現在の軽自動車等所有者に年

税額が課税されます。

軽自動車やバイクなどの所有者は、次のような場合は手続きが必要で、手続きをしないと、すでに手放してしまった軽自動車やバイクなどの税金までも支払わなければならないかもしれません。

- ① 軽自動車やバイクなど売ったり譲ったりしたとき
 - ② 廃車したとき
 - ③ 盗難に遭ったとき(警察への届け出も必要)
 - ④ ほかの市町村へ転出したとき
- また、軽自動車やバイクなどの所有者になったときは、登録手続きが必要で、

廃車や売却をしたとき、所有者(納税義務者)が町外へ転出したときなどは、30日以内に手続きが必要で、

問 税務課 ☎ 52・5853 (直通)

軽自動車の減免について

障害者手帳や療育手帳をお持ちの人は、その程度により軽自動車税の減免を受けることができます。

4月から申請を受け付けていますが、まだ申請をされていない方は、5月24日(木)までに税務課に申請書の提出をお願いします。

- ◆ 申請に必要なもの
- ・ 印鑑

高齢者医療保険料・保育料・養護老人ホーム入所者負担金・下水道使用料・下水道受益者負担金の納付につきましては、口座振替(自動払込)ができます。

口座振替をご利用いただきますと、預貯金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがなくなり、納付の手間が省けます。

また、口座振替による前納(一括納付)もできます。(集合税のみ)ご希望の方は税務課までお尋ねください。

※一度手続きをされた方の申請は、変更や廃止の場合を除き必要ありません。

問 税務課 ☎ 52・5853 (直通)

自動車税の納付は5月31日 までに

自動車税の納税通知書を5月初めに送付しています。納期限の5月31日(木)までに、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで納めていただきますようお願いいたします。

また、環境への配慮から、排気ガスや燃費性能が優れた環境負荷の小さい自動車(新車)は登録の翌年度の自動車税が軽減され、一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は、自動車税が加算されます。

なお、自動車税が加算される自

給付対象になる方の範囲が 拡大します

◆ おむつ購入費給付事業

この事業は、要介護高齢者を在宅で介護されている方の身体的・経済的負担を軽減するために、1か月1万6000円を上限に紙おむつ・尿とりパットなどにかかる購入費のうち8割を町から助成するものです。

◆ 対象者の範囲

従来、「要介護1」以上の認定を受けられた方を給付の対象者としていましたが、平成24年4月1日より、「要支援2」の認定を受けられた方で、在宅で紙おむつなどを使用している方、または使用予定の方も新たに給付の対象となります。

ご不明な点がございましたら、健康福祉課または担当のケアマネジャーにご相談下さい。

問 健康福祉課 介護保険係

介護保険

自動車は、新車新規登録から11年を過ぎたディーゼル車および13年を過ぎたガソリン・LPG車で年限を経過した翌年度から、自動車税が約10パーセント加算されます。

問 八代地域振興局 税務課 ☎ 33・2184 (直通)

ありがとうございます 「ふるさと氷川応援寄附金」

「氷川町のために役立ててください」と、ふるさと氷川応援寄附金(ふるさと納税)をいただきました。

【寄附いただいた方】 ○江副 恕 様(千葉県)

◆ ふるさと氷川応援寄附金の受付状況

平成24年3月31日現在の受付状況を報告します。ご寄附をいただいた皆さま、本当にありがとうございました。寄附金は、6つの事業の中から寄附者のご指定いただいた事業に活用させていただきます。

- ・平成23年度寄附件数11件(寄附累計52件)
- ・平成23年度寄附金額1,155,000円(寄附金累計3,642,000円)

《平成23年度 寄附金内訳》

事業の区分	金額
①ふるさとの生活を豊かにする地場産業の育成に関する事業	10,000円
②ふるさとの父母兄弟のための福祉、医療及び健康づくりに関する事業	70,000円
③ふるさとの次代を担う子どもたちの教育、子育て支援に関する事業	5,000円
④ふるさとの水や緑の環境保全及び景観の維持、再生に関する事業	5,000円
⑤ふるさとの地区コミュニティの支援など地区づくりに関する事業	—
⑥その他町長がふるさとのために必要と認める事業	1,065,000円
合計	1,155,000円

寄附金は、適正に管理運用するため、「ふるさと氷川応援基金」に積み立てております。今後とも多くの皆さまのご支援をお待ちしております。お問い合わせ先:氷川町役場 企画財政課 財政係 ☎52-5850(直通)

- ・ 車検証
- ・ 運転される方の免許証
- ・ 障害者手帳

問 税務課 ☎ 52・5853 (直通)

トラクターなどの登録について

耕作業・特殊作業用などの小型特殊自動車をお持ちの方で、登録をされていない車両がある場合は、税務課または宮原振興局にて登録をお願いします。

☎ 52・5852 (直通)
氷川町地域包括支援センター
☎ 52・5335

まちづくり

氷川町人材育成派遣研修制度

この制度は、氷川町の人材育成を図るために作られた制度です。町民の方を国内外の地域づくり先進地などに派遣して、視野を広め、地域づくりの手法などを研修してもらい、まちづくりの担い手になっていただくことを目的としています。

- ① 町内に在住または勤務している人、引き続き5年以上在住または勤務することが確実な人で、派遣研修申込み時点で満年齢18歳以上の人
- ② 町内に在住する小学校5年生から高校生までの人

◆ 助成金の額

交通費、宿泊費の実費額および研修に必要なと認められる費用の7割以内が助成されます。ただし、国内研修については20万円、海外研修については50万円を限度とします。

- ◆ 申し込みの方法と選考

申し込みは、人材育成派遣研修

◆ 登録に必要なもの

- ・ 印鑑(所有者・使用者のもの)
- ・ 販売証明書もしくは車名・車台番号の分かる書類

問 税務課 ☎ 52・5853 (直通)

町税や使用料の納付は、便利な 口座振替をお勧めします

集合税(町県民税・固定資産税・国民健康保険税)・軽自動車税・町営住宅使用料・介護保険料・後期

助成申請書を提出していただきますが、申し込みの際に研修内容の作文、研修が終わってから研修報告が必要で、

また、選考について、氷川町人材育成派遣研修選考委員会で決定します。

なお、申し込みの期限は7月末日までとし、同一の研修への申し込みは5人以内とします。

何らかの研修を考えている方は、ご相談下さい。

【昨年の助成事例】

韓国への梨先進地視察研修
問 総務振興課 まちづくり推進係 ☎ 62・2317 (直通)

試験

平成24年度調理師試験の実施

◆ 試験期日 8月31日(金)

◆ 試験会場 東海大学 熊本校舎

◆ 受験資格

中学校卒業程度で、飲食店や給食施設などで2年以上の調理業務従事経験のある方

◆ 願書配布

5月中旬から各保健所、県庁健康づくり推進課などで配付します。

◆ 願書受付

6月18日(月)～6月22日(金)

◆ 提出先